

整理番号	消防-法不-50
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06-4393-6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	取扱保安責任者等の解任命令
概要	市長は、取扱保安責任者若しくはその代理者又は取扱副保安責任者が、法令の規定に違反したとき又は保安上その職務を遂行させることが不相当であると認めるときは、火薬庫の所有者若しくは占有者又は消費者に対し、取扱保安責任者若しくはその代理者又は取扱副保安責任者の解任を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第34条第2項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	火薬類取締法第34条第2項 都道府県知事は、取扱保安責任者若しくはその代理者又は取扱副保安責任者が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき又は保安上その職務を遂行させることが不相当であると認めるときは、火薬庫の所有者若しくは占有者又は第30条第2項の消費者に対し、取扱保安責任者若しくはその代理者又は取扱副保安責任者の解任を命ずることができる。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的に判断する必要があるため、画一的な基準をお示しすることは困難です。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	